

議案第 17 号

協議項目 20 「補助金、交付金等の取扱いに
関すること」

協議項目 20 「補助金、交付金等の取扱いに関する事」について、
次のとおり定める。

平成 15 年 7 月 10 日提出

前橋広域市町村合併協議会
会長 萩原 弥惣治

補助金、交付金等の取扱い

補助金、交付金等については、その事業目的、効果を総合的に勘案し、
公共的必要性、有効性及び公平性の観点から合併後速やかに調整を図るも
のとする。

1 各種団体運営に係る補助金、交付金等の例

前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
前橋市国際交流協会補助金			
前橋交通安全協会運営費補助金 前橋東交通安全協会運営費補助金	大胡交通安全協会大胡支部補助金	大胡交通安全協会宮城支部補助金	大胡交通安全協会粕川支部活動費補助金
前橋市防犯協会補助金 前橋市東防犯協会補助金	防犯協会大胡支部補助金	宮城村防犯協会補助金	粕川村防犯協会活動費補助金
前橋市消防団運営交付金	大胡町消防団運営交付金	宮城村消防団運営交付金	分団運営費補助金 他
部落解放同盟前橋支部補助金	部落解放同盟大胡支部補助金	部落解放同盟宮城支部補助金	部落解放同盟粕川支部補助金
前橋市社会福祉協議会補助金	大胡町社会福祉協議会補助金	宮城村社会福祉協議会補助金	粕川村社会福祉協議会補助金
前橋保護区保護司会補助金	勢多保護区大胡保護司会補助金	勢多保護区保護司会宮城村支部補助金	粕川村保護司会補助金
前橋更生保護婦人会補助金	大胡町更生保護婦人会補助金	宮城村更生保護婦人会補助金	粕川村更生保護婦人会補助金
前橋市老人クラブ連合会補助金	老人クラブ連合会補助金	老人クラブ連合会補助金	老人クラブ連合会補助金
前橋市体育協会補助金	大胡町体育協会補助金	宮城村体育協会補助金	粕川村体育協会補助金
前橋市青少年育成補導推進員連絡協議会補助金	大胡町青少年育成補導推進員連絡協議会補助金	宮城村青少年育成補導推進員連絡協議会補助金	
前橋市青少年健全育成会連絡協議会等補助金			
前橋市子ども会育成団体連絡協議会等補助金	大胡町子ども会育成団体連絡協議会補助金	宮城村子ども会育成会補助金	子ども会育成団体連絡協議会補助金
前橋市地区婦人会連絡協議会補助金	大胡町婦人会補助金	宮城村婦人会補助金	粕川村婦人会補助金
前橋市環境保健地区組織連合会補助金	大胡町保健衛生推進協議会補助金	宮城村保健衛生推進協議会交付金	
商工会議所事業補助金	商工会補助金	商工会事業促進費補助金	商工会事業費補助金
前橋市観光協会事業補助金	大胡町観光協会補助金	宮城村観光協会補助金	粕川村観光協会補助金
家畜防疫対策事業費補助金	家畜自衛防疫事業協議会補助金	宮城村家畜自衛防疫事業協議会補助金	家畜自衛防疫事業協議会補助金

議案第17号参考資料

2 事業に対する補助金、交付金等の例

前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
鉄道軌道整備法に基づく補助金	鉄道軌道整備補助(欠損補助金)		地方鉄道軌道整備法に基づく欠損補助
前橋市防犯灯新設補助金	大胡町防犯灯新設補助金		
前橋市防犯灯維持管理費助成金	大胡町防犯灯維持管理補助金		
前橋市町内集会所等建設費補助金			
民間保育所低年齢児保育補助金	保育充実促進費補助金	保育充実促進費補助金	民間保育所保育充実促進費補助金
民間保育所障害児保育事業補助金	障害児保育事業補助金	障害児保育事業補助金	
単位老人クラブ活動費補助金	老人クラブ補助金	老人クラブ活動費補助金	老人クラブ活動費補助金
前橋市幼稚園就園奨励費補助金	幼稚園就園奨励費補助金		幼稚園就園奨励費補助金
前橋市マラソン運営費補助金	ウインド'ミラソン大会運営費補助		
児童・生徒関東全国大会出場補助金	児童・生徒関東全国大会出場補助金		
ごみ減量化器具購入費助成金	ゴミ減量化器具購入費補助金	生ごみ処理機購入費補助金	電動式ごみ処理機購入費補助金
前橋まつり補助金	大胡町祇園祭り補助金	宮城村納涼祭補助金	元気村粕川まつり実行委員会補助金
商店街街路灯電気料補助金	大胡町街灯組合連合会補助金		
とも補償奨励事業費補助金	とも補償奨励事業補助金	とも補償奨励事業補助金	粕川村とも補償一部補助金
		畜産ヘルパー導入事業補助金	
前橋市私道整備事業補助金			
前橋市生け垣づくり奨励金			

3 先進地事例

つくば市	福山市	呉市	新発田市
<p>補助金等の取扱いについては、合併年度は現行どおりとし、事業目的、効果を総合的に勘案し、公共的必要性、有効性、公平性の観点から速やかに調整を図るものとする。</p>	<p>福山市の制度に統一するものとするが、新市町（内海町）の従来からの経緯・実情等に配慮しつつ、調整を図るものとする。</p>	<p>各種団体等に交付している補助金等については、合併後統一を図ることが望ましいものもあることから、過去の経緯や実情に配慮した上で、新市において検討することとし、当面、次のとおり調整を図るものとする。 両市町における同一又は同種の補助金等については、合併時に統合するよう調整に努める。 町独自の補助金等については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つよう調整に努める。</p>	<p>両市町の各種団体への補助金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、次のとおり調整する。 両市町で同一あるいは同種の補助金等については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統合する方向で調整する。 両市町独自の補助金等については、市域全体の均衡を保つように調整する。 他の補助金等に統合できる補助金等については、統合の方向で調整する。</p>

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（寄附又は補助）

第 232 条の 2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

行政実例等

- ・ 公益上必要かどうかを一応認定するのは、長及び議会であるが、この認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認めなければならない。(S28.6.29行実)
- ・ 府県その他の公共団体が他に対して寄附又は補助をなす権能は、自己に財政上余裕がある場合に限らるべく、その場合でも公益の程度、弊害の有無等につき慎重に調査すべきである。(M34.3.4通知)

定義

補助金とは、広義では政府から地方公共団体若しくは民間に対し、又は地方公共団体から他の地方公共団体若しくは民間に対し、各種の行政上の目的をもって交付される現金的給付をいう。

その一般的な性格としては、相当の反対給付を受けないものであること、交付を受けた相手方が利益を受けるものであること、交付された金銭について用途が特定されるものであること等があげられる。(ぎょうせい「自治用語辞典」)

交付金とは、法令または条例、規則等により団体あるいは組合等に対して、地方公共団体の事務を委託している場合において、当該事務の報償として受託団体に交付するものをいう。

(ぎょうせい「地方公共団体歳入歳出科目解説」)